
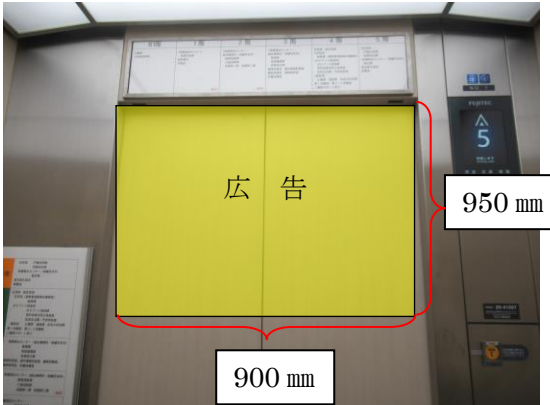


## 広告掲載仕様書

### 1 広告媒体について

名称	エレベーター1号機・2号機扉外側広告	
規格・判型	縦 2,100mm×横 900mm	
設置可能数	2基×1面(1階)	
枠数	2枠(1枠1広告)	
掲載単位	1面ごと1年単位	
内容等	太白区役所1階にあるエレベーター扉の外側に、エレベーターラッピング広告を掲出すること。	
設置場所・ 設置方法	太白区役所1階にあるエレベーター1号機及び2号機の扉外側に、エレベーターラッピング(全面シート貼りを想定)を設置し、広告の掲出を行う。 事業終了後は原状回復することとし、広告の設置、入替え、撤去及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。	
広告媒体所管課	太白区役所総務課	

名称	エレベーター1号機・2号機扉内側広告	
規格・判型	縦 950mm×横 900mm	
設置可能数	2基×1面	
枠数	2枠(1枠1広告)	
掲載単位	1面ごと1年単位	
内容等	太白区役所エレベーター扉の内側に、エレベーターラッピング広告を掲出すること。	
設置場所・ 設置方法	太白区役所エレベーター1号機及び2号機の扉内側に、エレベーターラッピング(上部シート貼りを想定)を設置し、広告の掲出を行う。 事業終了後は原状回復することとし、広告の設置、入替え、撤去及びそれらにかかる経費については、広告事業受託者の負担とする。	
広告媒体所管課	太白区役所総務課	

## 2 掲載可能な広告について

<p>広告掲載が望ましくない業種・内容</p>	<p>①色彩は極端に鮮やかな色や蛍光色の使用を避けること。          ②使用する色は、マンセル表色系における 10 色相中 4 つまでの色相に含まれる色に限る（写真やイラストは除く）。ただし、景観形成の上で特にデザインに配慮されたものについてはその限りではない。          ③写真やグラフィック、文字等をバランスよく配置し、すっきりと洗練されたデザインとすること。          ④その他、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の基準に従うこと。</p>
<p>納品(入稿)方法</p>	<p>原稿素案提出締切日:掲出開始日の 1 月前(土日・祝日にあたる場合は直近の開庁日)まで。          ※掲出前に広告内容の審査を受けてください。</p>
<p>提案する内容</p>	<p>広告掲載料 最低価格 330,000 円(消費税込)以上/年</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載規準等を遵守してください。</li> <li>・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。</li> <li>・広告内に広告である旨を明記してください。</li> <li>・広告欄外に契約事業者の連絡先等を記載するなどし、広告の申込み及び広告に係るトラブル等の対応を行っていただきます。</li> <li>・1 枠 1 広告の掲載となります。枠の分割はできません。</li> </ul>